

様式第5号(第15条関係)

審議会会議録

審議会等の名称	第3回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会
開催日時	令和2年11月24日(火曜日) 午後7時00分から9時00分
開催場所	瑞穂市総合センター 5階 第4会議室
議題	(1)条例改正について (2)答申について
出席委員 欠席委員	【出席委員】 会長 益川浩一、副会長 市橋優一、 岩菅和生、大塚崇斗、北川康秀、辻正益、所仁史、 豊田英二、永井恵子、野村喬、広瀬博敏、馬淵勝美、 森大智、渡邊昭博 【欠席委員】 森下美喜男
公開・非公開の 区分 (非公開理由)	公 開
傍聴人数	0人
審議の概要	<u>開会</u> <u>会長あいさつ</u> <u>企画部長あいさつ</u> 【報告案件】 会長 事務局よりご説明をお願いします。 (事務局 第2回委員会での確認事項について、中間支援組織、今後の推進体制に関する委員会意見について説明)

【審議案件】

(1) 条例改正について

会長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 瑞穂市まちづくり基本条例の見直しに関する検証について説明)

事務局 条例の見直しについて、事務局として5つの視点についてご協議をお願いしたいと考え、資料を作成しましたが、今年度の委員会は本日が最後ということで、ご案内をさせていただいております。今年度の委員会の中では、この5つの視点全てについて協議いただくには、時間が足りないのではないかと思います。追加で今年度に委員会をお願いすることも考えましたが、事務局としては、今回までの3回の委員会でのご意見を、ぜひ令和3年度の市民協働の取り組みに反映させたいと考えているため、令和2年度の委員会の区切りとして、年内に答申としてまとめていただきたいと思います。そこで、できましたら、条例改正については、次年度以降の委員会において、引き続きご協議いただく形をお願いできないかと思います。条例改正の具体的な内容についてご協議をいただく前に、スケジュールとの兼ね合いで、今後、どのように協議を進めていただくかについて、まずはご意見をいただければと思いますがいかがでしょうか。

会長 自治体の基本条例の改正という大きなことでありますので、詳細に、慎重に議論をすべきという事務局のお考えかと思います。諮問に対する答申については今年度に出し、条例改正については来年度ご協議いただくというご提案だと思っておりますが、ご意見をお願いします。

A委員 物事の順序として、条例を運用し、実際に活動してみて、その結果として見直しというのが普通の道筋だと思っておりますが、今回はそうではないように思います。条例の見直しのそもそもの出発点はなんですか。

事務局 「まちづくり推進プラン」に「子どもたちの参画機会の保障に関する条文の追加」が提案事項としてあることです。自治会や校区の活動に関わらせていただく中で、子どもたちが地域の活動に関わって行くことがどれほど重要なのかを大変感じています。将来にわたっての担い手育成に関しても重要です。ぜひとも、せっかくご提案をいただいておりますし、ぜひご検討をいただきたいという思いから始まっています。そして、せっかくですので、この委員会でいただいたご意見や、10年の間に変化した社会情勢なども含めてご協議をいただき、条例を確認いただければと思っています。先ほどの委員のご意見のように、改正する必要がないというのも1つのご意見だと思っておりますので、今のままで良いかどうかも含めてご協議いただければと思っています。

A委員 確かに瑞穂市の条例には子どものことが欠落しています。そのことで何か支障が出ているのですか？

事務局 そういうことではありません。この条例は瑞穂市にとっては憲法のような位置付けであるので、市民のみなさんにも、もっと子どもたちの参画ということを意識していただくことにつながるのではないかという思いです。

A委員 私も子どもの関わる事業を行ってきましたので、気持ちは分かります。しかし、いきなりの改正については違和感があります。

企画部長 子どもの地域とのつながりは希薄化しています。瑞穂市には高校がありません。その年代になると子どもの関わりは市外へ向いてしまいます。地域とつながることは難しい状況です。市としては、できるだけ子どもに入ってもらえるような施策を打ちたいと思っています。また、「まちづくり推進プラン」の「子どもの参画機会の保障」のご意見については、前回の委員会の気持ちを蔑ろにはできません。子どもがまちづくりに関わることで、未来永劫のまちづくりができると思いますので、ぜひご協議をお願いします。

会長 子どもや若者を切口に組織改革をする自治体も多くなっています。また一方で、条例を簡単に変えるべきではないというご意見も当然です。しかし、この10年で社会は大きく動いています。「まちづくり推進プラン」の「子どもの参画機会の保障」について、そして社会情勢の変化に沿っての条例の在り方について、条例を変えないという判断も含め、この委員会で議論することは有意義なことだと思います。私としては必要だと思います。事務局から挙げられた観点以外にも、委員の皆様からご意見をいただいて議論できればと思います。

B委員 子どもの参画、中間支援組織、危機管理のことは条例に入れた方が良くと思います。時間が限られているので、他のことは時間をかけて検討すれば良いと思います。

C委員 自分はこの条例を知りませんでした。市民はほとんど知らないと思います。資料では、他市町の条文が載せてありますが、文言だけになっていないのか、実際に他市町はこの条文のとおりできているのかと思います。机上の空論では意味がありません。せっかく検討するのであれば、本当に条例に則ってやれるのか、子どもの未来を考えてここまでやるということを含めて検討しなければ、市民に認知し、関心を持たないと思います。

D委員 C委員の意見に賛成です。私もこの条例を知りませんでした。市民には認知されていません。「発展的な情報共有」とありますが、瑞穂市の条例は、市が一方的に情報提供することしか書いてありません。垂井町は、住民、行政がお互いに情報共有すると書いてあります。瑞穂市の条例は市が一方的に言っている感じです。現場である地域の人々がこれでやれるのかという考え方が刷り込まれていないように思います。それを明確にする必要があると思います。

B委員 私も条例は知りませんでした。この条例に書いてあれば行政が動きやすくなると思って、先ほどは発言しました。内容について、

細かいことは時間をかけて検討するとして、改正する方向でなくては話が進まないと思うので、見直した方が良いと思います。

会長 現実の社会や地域は間違いなく変わっています。「まちづくり推進プラン」のとおりにできていないこともあります。そういったことを含め、改正は行わないという判断も含め、この委員会で条例の見直しをしてみるということではいかがでしょうか？

A委員 私は自治会長の時に、自分の自治会で条例を説明しました。しかし、今、聞いてみるとみんな知らないと言いました。市民にとっては、有っても無くても変わらない。自治会や連合会の仕組みに、市民が自主的にやろうというところが欠けていると思います。市民が予算をもらって、自主的に活動しているところは、活性化しているように思えます。それができれば、この条例を、市民も行政も生かしていけると思いますので、希望を持って変えていくしかないかと思っています。

B委員 瑞穂市の条例は、子どもに特化して書かれていないですが、瑞浪市のように子どもの権利として書くと良いと思います。危機管理については、何も書かれていないのは、まずいことだと思うので、早急に加えて欲しいです。

会長 見直しの観点についても多様なご意見をいただいていると感じています。「まちづくり推進プラン」の進捗状況、十分に出来ていない部分について、子どもの参画機会の保障についても、我々の意見として答申に入れていくとして、条例改正についても、社会や地域の現状や10年間の変化もあるので、条例の見直しについて議論することは必要であるという方向で行きたいと思っています。そして、いくら良い条例を作っても、実現化しなければ意味がない。絵にかいた餅ではなく、見直しの過程では、実質化、実現化、実装化することを含め議論することを我々の意見としたいと思っています。市民にとっては、一部の人で議論している感が否めないと思いますので、どこまでできるかは分かりませんが、市民の声を聞く、市民と対話しながら進めて行くことを含め、見直しの議論は必要という答申をしたいと思っています。

D委員 この条例は瑞穂市の憲法であるということですので、ある意味理想を語るものでも良いと思います。憲法にも理想が書いてあります。そこに書くことによって、個別の法令ができる。まちづくり基本条例は、瑞穂市はこれを目指すというもので良いと思います。この条例に書いてあって、個別の具体的な条例や施策に結び付いていくと思います。

会長 そのとおりだと思います。瑞穂市の憲法ですので、理想は掲げつつ、委員のみなさんのご意見のように、どう具体的に生かしていくのかを視野に入れながら、条例にどこまで書くかは別として、議論を進めて行けば良いかと思っています。条例のことは、ぜひ市民のみなさんに知って欲しいです。このような理想をかかげ、我々是一緒に進んでいく。双方向の情報の共有についてもご意見がございましたが、市民も行政も一緒になって取り組めると良いと思います。個別の議論にも入ってきていますので、詳細については来年度行うこととし、事務局からは5つの観点を挙げてみえますが、こ

の他に視点として、持っておきたいことはございますか？

B委員 今、学校は先生だけでは忙しく対応しきれないことも多く、地域に支えてもらっているのが、地域と学校の連携が非常に大切になっています。このことについても加えていただき、地域の方が積極的に子どもたちに関わっていただけるようになると、子どもの参画機会ということにもつながってくるかと思えます。この委員会は様々な立場の方が参加されているので、それぞれの立場から市にお願いしたいことを出すと良いと思えます。

E委員 市民が参画しやすい環境づくりが必要だと思えます。各小学校区にコミュニティセンターのような、係の人が居て、市民が自由に出入りでき、自治会に入っていない人も広報誌がもらえて、意見箱があって意見が入れられるような施設があると良いと思えます。各地区の集会場や公民館はカギがかかっています。市民が集まれる場所、意見の言える場所、広報誌が自由に持っていける場所が小学校区ごとに欲しいです。

会長 条例と結びつけるかは別として、地域の拠点や賑わいの創出に関係するお話だと思います。

A委員 垂井町のまちづくりセンターを見てきました。瑞穂市の半分くらいの大きさの町ですが、7つのセンターがあります。瑞穂市はどうなっているのかと思えます。できないことはないと思えます。まちづくりセンター等の施設があれば、地域の方は集まりやすい。美濃加茂市や多治見市もあります。

企画部長 コミュニティセンターは、今後は作らないと議会では答弁しています。何故かということですが、過去のことを考えますと、地域の中では、お寺が集まる場所でした。今、公民館が無いのは、そういう地域です。今から言っても遅いですが、何故、公民館を建てるためのお金を積んでこなかったのかと思えます。市の財政から考えると、公共施設の面積は多過ぎます。地域の公民館を開けていただき、子どもやお年寄りの居場所としていくためには、条例の目指す地域コミュニティをつくるのが大切です。今ある公民館を利用して、コミュニティを強くする。どうしたらコミュニティを強められるかを委員会で議論していただけるとありがたいです。

E委員 今、コミュニティセンターを建てることは難しいと思えます。今有る集会場に係の人を置いて、広報誌を置いて、意見箱を置いて欲しいです。

B委員 中間支援組織を条例に書いて進めて行けば、それ担うことがやり方次第ではできると思えます。

会長 施設をつくるかどうかは別として、コミュニティ形成、中間支援組織を進めるのも1つの方向性だと思いますが、条例で参画を謳うのであれば、それを保証できる条件整備、環境整備をするのは行政の仕事で、そこも視野に入れて参画を議論していく必要があると思えます。

D委員 子どもの参画という問題で、今、穂積小学校の800人中100

人が子ども会に入っていない。子ども会に入っていないということは、地域との密着が全くない。集団登校もしていません。父兄が車で送っています。集団登校で、お兄ちゃんが下の子を連れていくというのも1つのまちづくりだと思います。そんな状況がありますので、今後子ども会をどうしていくのかということも、条例に入れていけると良いと思います。自治会の加入率も70%ということですので、何故そうなるのかを議論し、子ども会や自治会に入っていない地域づくりを考えないとだめだと思います。

会長 条文の問題とは別ですが、参画ができる環境づくり、具体的な姿を描きながら議論をすることが大事だと思います。

B委員 本田校区でも、子ども会に入っていないお子さんはみえますが、集団登校できるようにしています。市内全域がそうなっていないのであれば、条例に入れることも必要かと思います。地域が子どもの幸せを考えられるようにできると良いと思います。しかし、子ども会に入らない理由については様々な理由があります。その1つに外国籍のお子さんだと、言葉の問題もあります。条例に入れれば、動きやすくなるのかもしれませんが、中間支援組織があれば、そういった様々な問題にも相談にのってもらえると思います。意見が色々出ていますので、この地域に合った中間支援組織ができると良いと思います。

A委員 色々な形のまちづくりセンター等がありますが、現実には市民が自主運営をしています。お金は市が出し、場合によっては事業の企画を提案すると最高300万円もらえる仕組みもあります。やりがいがあると思います。そして、実態として動いているのは高齢者です。高齢者の生きがいの現場として有効活用することも加えていただきたい。

会長 総論的に括れば、子ども、若者、高齢者も含め、市民の参画の権利について、実効性の有るものにするための環境整備は必要だということだと思います。高齢者の活躍できる社会についても入れていく必要があるかと思います。

A委員 子どもとシニアのコラボが必要です。

会長 たくさんのご意見をいただきましたが、時間の関係もございますので、来年度以降も丁寧な議論をしていければと思います。区切りとして、確認をさせてください。「まちづくり推進プラン」の進捗状況の確認をしていただき新たな課題も見えて来ました。また、子どもの参画機会の保障については、検討されて来なかった現状もございます。また社会情勢が急激に変化をしている中で、条例の見直しについての議論は必要であるということも、今年度の我々の意見とさせていただきたいと思います。ただし、条例の具体的な見直し内容については、慎重かつ丁寧に、市民の意見も吸い上げながら、継続的に進めて行きたいと思います。これだけの短い時間でも沢山のご意見が出ますので、来年度以降の議論でも有益なご意見が沢山頂け、その結果、条例を見直さないことになるかもしれないですが、見直した場合にも、きっと良いものができるかと期待しております。みなさんの任期はいつまででしょうか？

事務局 再来年の9月までが任期です。

会長 学生のお2人も、それまでの期間大丈夫ですか。

F委員 再来年9月は、4年生です。

会長 当事者の若者もおりますので、次年度以降、丁寧なご協議をお願いすると、今年度としてはまとめさせていただきます。今回の資料には、他市町の事例が載せてありますので、新しい観点や方向性等思い付かれましたら、事務局へお寄せください。次年度の議論につながるとお思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 答申について

会長 事務局よりご説明をお願いします。

(事務局 「答申に向けて」について説明)

会長 本日までの委員会の意見をまとめ、今年中に市長へ答申をするというご提案です。中間支援組織については、つくると良いというのが委員会の意見ですが、ご意見の中にもありましたとおり、社会福祉協議会との位置付けなども含め、来年度以降に議論しますが、そのためにも予算等の兼ね合いがあるため、今年中に答申をとということです。来年度につなげて行くために必要なことですが、大変タイトなスケジュールとなります。事務局で本日のご意見も含め、答申(案)をまとめ、委員の皆様にご送らせていただき、1週間ほどの短い期間でご意見を事務局にお寄せいただく。恐縮ですが最後は、私に引き取らせていただき、事務局と私で、皆様からのご意見を勘案し、まとめさせていただきます、年内に市長に答申するということが、ご意見、ご質問はございますか？

A委員 もう集まらないのですか？最終確認で意見交換する場があっても良いと思いますがいかがですか？

会長 委員のみなさんのご予定と事務局の関係はどうでしょうか？

A委員 予算の都合があるのなら、ボランティアが良いです。原則、こういうことはボランティアだと思います。成果が出るのが大事です。SNSの環境をみなさんがお持ちならZOOM会議でも良いです。

会長 当初の予定が今年度3回でした。スケジュール的には厳しいかと思えます。A委員のご意見は、ご最なご意見ですが、いかがでしょうか？

事務局 予算の関係ということで、大変心苦しく思います。また、ボランティアというご意見も大変ありがたいのですが、委員会の設置条例の関係もございまして、そうも行かないので、最後は会長に一任ということでお願いしたいと思えます。

A委員 気持ちを汲んで欲しいです。

B委員 公式な会議でなくても、ZOOMでやっても良いのではないですか。

会長 それだとオフィシャルに合意したことにはなりませんので、意味合いが違ってくると思います。

B委員 書面でも、我々の意見を尊重していただけるのであれば会長にお任せします。

A委員 予算を補正できませんか？

事務局 補正予算は議会を通すことになるので、スケジュール的に無理です。

会長 A委員のご意見は当然のご意見で、大変心苦しいですが、11日までに沢山のご意見を頂戴して、全てのご意見を答申に含めるのはまた難しいことも出てくるかとは思いますが、出来る限り反映させていただく形で調整させていただきますので、最後は私にお任せいただくこととお許し願えればと思います。

事務局 今年度は一区切りとなりますが、来年度も引き続き議論いただきますので、ご意見は新たな答申書や、意見書として頂くこともできると思いますので、よろしく願います。

A委員 瑞穂市は周回遅れ以上です。来年度まではまだ4か月もあります。ゆっくりはしてられません。その間に何かやりましょう。

会長 この答申を受けた上で、来年度に向けて動き出したいという事務局の思いで急いだと受け取っていますので、進捗状況についても、少しでも改善するための予算や事業についてご検討いただけるのではないかと思います。

A委員 準備会はできませんか？少しでも進めていくと、早く成果につながられるのではないのでしょうか。今年度、手が付けられないですか？

事務局 おっしゃることはよくわかります。本日もお話をお聞きし、市民協働において、まだやるべきことが沢山あることをつくづく感じています。今年度の委員会もタイトなスケジュールで十分な議論をいただく時間がなかった、無理があったと大変反省をしています。本日ご意見をいただいた子ども会やコミュニティスクール等、大きく言えばコミュニティの希薄化の問題についても、自治会長等のご相談の中から事務局にも聞こえてきています。そういった地域の問題を少しでも解決するために、この委員会で議論していただきたいという思いで臨んでいます。こういった資料を提供し、会議の構成をどのようにしていくことが、より委員会でも有意義な議論をいただけるのかを、少しお時間をいただき、来年度に向けて組み立てをしたいと私は思っています。A委員さんは、大変熱心に考えていただいております。垂井町のまちづくりセンターにも、お1人で視察に行かれています。皆様も、もしお時間がありましたら、他市町のまちづくりセンター等を見ていただけるとありがたいです。また、本日の資料には、他の市町

の条例の関係部分だけをピックアップし載せています。全国には、様々なまちづくり条例があり、関係部分だけでなく、インターネット等で全体を読まれると見えてくるものもあります。私が言うのは大変失礼ですが、委員の皆様方にも、この資料だけでなく、まちづくり基本条例について、少し整理をし、次の議論につなげていただくお時間として、今年度の残りの期間は使っただけだと思います。来年度、これだけのことを議論いただくのに、何回の委員会が必要なのかも、会長にご相談させていただきたいと思いますが、皆様お忙しいですので、あまりご無理も言えないと思います。また準備会等もご提案もいただきましたが、参加できる方、出来ない方、ご事情がお有りになると思いますので、事務局から「やってください」と申し上げるつもりはございません。来年度の会議の予定については、本日はまだお話が出来ません。今日の皆様のご意見を整理し、答申をいただいた上で、会長にご相談させていただき、来年度の予定を立てたいと思います。なるべく早い段階で来年度のスケジュールにつきましては、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

会長 一区切りはしますが、決して来年度また1からではございません。来年度、まちづくりの課題に少しでも対応できるようにという意図があって、タイトなスケジュールではありましたが、今年度一区切り付けるということです。11日までの、ご意見をできる限り反映する形で答申をまとめさせていただいた上で、このスケジュールで進めさせていただければ、大変ありがたいと思います。

C委員 危機管理については、来年度ではなく、早急に条例に付け加えた方が良くはないでしょうか。何かあった時に、お互いに条例に入っていないからと言う逃げ文句になりませんか。コロナ対策についても、何も無い中で議会でも話をしていることになります。

会長 条例の改正は大きなことです。それなりの手続きも必要です。今の議論だけで、条例に入れるというのは難しいと思います。また、行政は危機管理について、十分認識をされていると思います。個別事業や組織改革等を12月議会に向けて検討されているということだと思いますので、条例に今すぐ入れるというのは手続き上、無理があると思います。

企画部長 危機管理は市民協働安全課でやっていきます。結局コミュニティを扱っている部署でという概念で、4月から進めるために今準備をしている段階です。条例改正については、様々な方の考え方を伺い、丁寧にやりたいです。ましてや「まちづくり基本条例」が一番頭にくる条例ですので、大事に扱い、みなさんのご意見を反映し、考えて行きたいので、よろしくお願い致します。

事務局 今日の資料に載せているのは、危機管理について「まちづくり基本条例」に入れている市町の条例です。条例に入っていない市町もあります。何故かという、そもそも法律があるからです。瑞穂市でも何もやっていないわけではなく、今の時期は、毎週避難所訓練等を行っています。そこをご理解ください。

	<p>B委員 しかし、条例は必要です。市民に浸透させ、意識付ける意味でも、絶対必要という意識でお願いします。</p> <p>事務局 言葉足らずですみませんでした。手続き上、危機管理だけ先にというのは難しいですので、来年度の議論の中で、合わせてお願いしたいと思います。</p> <p>F委員 今年度は当初からこのスケジュールでしたので、問題はないと思います。手続的正義から考えますと、答申等を作成した際には一度議論の場が有る様にスケジュールを作っていただくのが良いと思います。次回からはそのようにすると良いと思います。</p> <p>会長 申し訳ないところもございますが、今回で一区切りさせていただくのですが、来年度につきましては、会議の進め方も含め、委員の皆様の声がより反映するよう、事務局において、協議の内容に合わせてご検討いただければと思います。今年度につきましては、一区切りとさせていただき、このスケジュールで進めさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>A委員 答申(案)は郵送ですか？メールを使うことはできませんか？電話はだめですか？</p> <p>事務局 文書で回答はいただきたいので、事務局からアドレスを書いた文書を郵送で明日送りますので、お願いできる方は、そのアドレスにメールをお願いします。</p> <p>会長 時間の無い中、少しでも効率的にというご提案ありがとうございました。よろしくをお願いします。本日はありがとうございました。</p> <p>【その他】 事務局より今後のスケジュールについて</p> <p><u>閉会</u></p>
<p>事務局 (担当課)</p>	<p>瑞穂市 企画部 市民協働安全課</p> <p>TEL 058-327-4130</p> <p>FAX 058-327-7414</p> <p>e-mail siminky@city.mizuho.lg.jp</p>